

2023

株式評価ポイント解説

【令和3年3月1日以降用】

【免責事項】

株式評価ポイント解説（以下「本書」という。）に記載している事項は、令和5年8月31日時点の法律、法令等に基づき、株式評価（財産評価基本通達並びに所得税基本通達及び法人税基本通達に基づく取引相場のない株式〔出資〕の評価）に関する基本的な事項をまとめたものであり、一般的なガイダンスに限定されています。法律の適用及び影響は、特定の事実関係によって大幅に異なることがあるため、個々のケースに関しての専門的なアドバイスを提供するものではありません。本書に基づく実務上の判断及び手続き等に関するアドバイスは、税理士等の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

本書の作成に当たっては細心の注意を払っておりますが、本書の著者は、間違い、情報の欠落、あるいは、記載している事項の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。本書に記載した事項は、上記の時点の情報が掲載されており、完全性、正確性、時間の経過、あるいは、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。また、あらゆる種類の保証、それが明示されているか示唆されているかにかかわらず、また業務遂行、商品性、あるいは特定の目的への適合性への保証、また、これらに限定されない保証も含め、いかなることも保証するものではありません。

本書の記載内容については、予告なしに変更することがあります。なお、本書の著者は、本書に記載されている情報によって決定を下した、あるいは行為を起こしたことにより、結果的に損害を受け、特別なあるいは同類の損害を蒙ったとしても、またその損害の可能性について言及していたとしても、一切の責任を負いません。

令和5年9月1日

ノナコンサルティング合同会社 代表社員
柿沼慶一税理士事務所 代表税理士
柿沼 慶一

【本書の使い方】

本書は、教材「株式評価チェックシート」を利用するにあたり、注意すべき点を解説したものです。したがって、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」の記載方法、記載順序、解説していません。各種参考書等をご利用ください。

なお、本書は令和3年3月1日以降用の「取引相場のない株式（出資）の評価明細書及び記載方法等」に準拠した内容となっています。相続等・贈与の時期に応じて使用すべき明細書が年々改訂されていますので、該当する課税時期に対応する明細書及び記載方法等を使用してください。

（「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」国税庁 HP）

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hyoka/annai/1470-01.htm>

【凡例】

法人税法	法法
法人税法施行令	法令
法人税法施行規則	法規
法人税基本通達	法基通
所得税法	所法
所得税法施行令	所令
所得税法施行規則	所規
所得税基本通達	所基通
相続税法	相法
相続税法基本通達	相基通
財産評価基本通達	財基通
租税特別措置法	措法
租税特別措置法施行令	措令
租税特別措置法通達	措通

本書の記述は、令和5年4月1日現在の法令等に依ります。

【参考書籍・文献】

八重樫司編『株式・公社債評価の実務（令和5年版）』（大蔵財務協会、令和5年）

松本好正著『非上場株式等の評価 Q&A（三訂版）』（大蔵財務協会、令和4年）

デロイトトーマツ税理士法人編『Q&A 事業承継をめぐる非上場株式の評価と相続対策』（清文社、令和元年）

尾崎三郎監修、竹内陽一編著、掛川雅仁編著『詳説・自社株評価 Q&A（五訂版）』（清文社、平成29年）

取引相場のない株式（出資）の評価方法

■ 取引相場のない株式（出資）の評価方法

1. 相続・贈与時の株価

相続税法に基づき「時価」と規定（相法 22）されていますが、具体的には財産評価基本通達に基づき評価されます。

2. 譲渡時の株価

非上場株式を譲渡する際の、株式の適正価額については、明確な規定はありません。また、裁判例については、個別事情を前提としているため、汎用的な利用は困難と考えられます。

したがって、特に同族間取引（個人・法人間、法人・法人間）における取引相場のない株式（出資）に関する譲渡については、法人税基本通達、所得税基本通達における規定を流用する形をとり、結果的には財産評価基本通達を準用して評価することが一般的です。

（参考）ガイドライン等に規定される評価方法

第三者間取引				同族間取引		
企業価値評価 ガイドライン		経営承継法における 非上場株式等ガイドライン		国税庁方式		
評価 アプローチ	評価法	評価 アプローチ	評価法	形態	法令	評価法
インカム・ アプローチ	フリー・キャッシュ・フロー法 調整現在価値法 残余利益法 その他 配当還元法 利益還元法（収益還元法）	収益方式	収益還元方式 DCF方式 配当還元方式 その他 配当還元法 利益還元法（収益還元法）	譲渡	法人税法	売買実例 公募等の価格 類似会社比準価額 純資産価額 財産評価基本通達に準ず る価額
マーケット・ アプローチ	市場株価法 類似上場会社法 （倍率法、乗数法） 類似取引法 取引事例法（取引事例価額法）	比準方式	類似会社比準方式 類似業種比準方式 取引事例方式		所得税法	売買実例 公募等の価格 類似会社比準価額 純資産価額 財産評価基本通達に準ず る価額
ネットアセッ ト・アプロ ーチ	簿価純資産法 時価純資産法 （修正簿価純資産法） その他	純資産方式	簿価純資産方式 時価純資産方式 国税庁方式	贈与 相続	相続税法	類似業種比準価額 純資産価額 配当還元価額

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

■ 事業内容

1. 事業内容の確認方法

次の順序により確認します。

① 評価会社の事業

評価会社の取引金額ごとに、「日本標準産業分類（第13回改定）（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）」に基づき分類します¹。

（総務省 HP）

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

② 対比表との照合

上記による分類に基づき、「(別表)日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比表(平成29年分)」を参考：の上、業種目を判定します。

（国税庁 HP）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/170613/pdf/05.pdf>

2. 使用箇所

第1表の2「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」及び第4表「3. 類似業種比準価額の計算」で使用します。

■ 同族株主の判定及び評価方法の判定

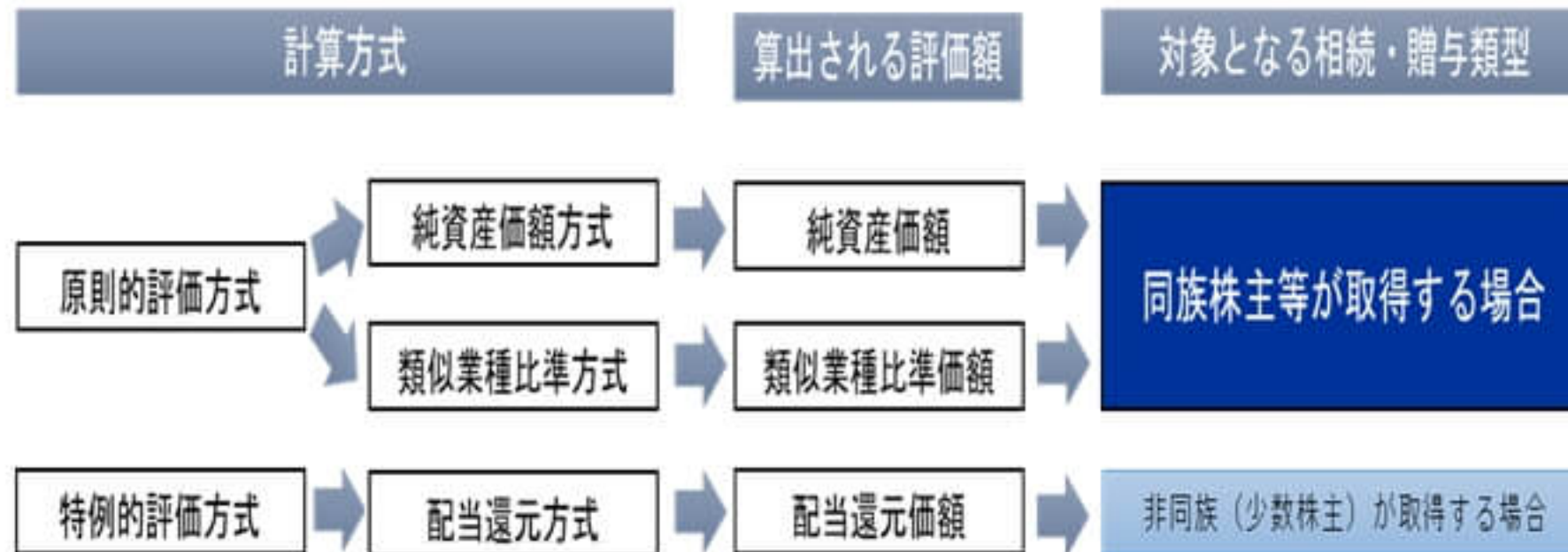
1. 概要

取引相場のない株式の評価額は、評価対象会社の規模に応じて「原則的評価方式」により評価しますが、少数株主については、特例的評価方式により評価することが認められています。

¹ 日本標準産業分類（第14回改定）（令和6年4月1日施行予定）が令和5年6月に改定されたため、施行後はこちらを利用することになります（参考 URL：
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm）。

▶ 財産評価基本通達に基づく株式評価方法

自社株式（未上場株式）の相続税評価方法は、財産評価基本通達（178～189-7）によって定められています。



【相続税法】

（評価の原則）

第二十二條 この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

【財産評価基本通達】

（評価の原則）

1 財産の評価については、次による。（平3課評2-4外改正）

（2）時価の意義

財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第2条《定義》第4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

（3）財産の評価

財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。

（この通達の定めにより難い場合の評価）

6 この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

2. 同族株主等及び評価方式の判定

① 評価方式の判定方法

次の判定表を参考にしてください。

		株主の態様		評価方式	
同族株主の いる会社で ある場合	同族株主等	取得後の議決権割合が5%以上		原則的評価 方式	
		取得後の議 決権割合が 5%未満	中心的な同族株主がいない		中心的な同 族株主であ る
			中心的な同族株主がいる		
	同族株主等以外の株主	その他		配当還元方 式	

株主の種類			評価方式		
同族株主のいない会社である場合	議決権割合の合計が15%以上のグループに属する株主	取得後の議決権割合が5%以上		原則的評価方式	
		取得後の議決権割合が5%未満	中心的な株主がいない		
			中心的な株主がいる		中心的な株主である 役員である または申告期間までに役員となる
					その他
議決権割合の合計が15%未満のグループに属する株主		配当還元方式			

② 同族株主等

筆頭株主グループの議決権割合に応じて次の通りとなります。

筆頭株主グループの議決権割合	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合	判定
50%超	50%超	同族株主等
	50%未満	同族株主以外の株主
30%以上 50%以下	30%以上	同族株主等
	30%未満	同族株主等以外の株主

(注意点)

納税義務者の属する同族関係者グループの範囲は、「株主の1人及びその同族関係者」で構成されるグループとなっています。ここでいう「株主の1人」とは納税義務者に限らず、株主の1人を中心として判定したときに納税義務者が含まれるグループ、という意味となります。

したがって、範囲のうち、納税義務者でない株主を中心としたときに、当該納税義務者を含んだグループが同族株主等に該当する可能性があることに注意してください。

③ 同族関係者その他の定義

同族関係者の範囲、少数株主所有者の評価方式の判定における「役員」・「中心的な同族株主」・「中心的な株主」の範囲は次の通りです。

種 別	内 容
種 別	<p>政治、経済、文化、教育、科学技術（国・地域間の競争・協働）に関する、著書、論文等</p> <p>(1) 政治経済論、文化論、教育論</p> <p>(2) 政治、経済、教育の相互関係に関する学際的な研究に関する論文</p> <p>(3) 政治、経済、教育の相互関係に関する学際的な研究に関する著書、論文等</p>
中心論文 同族性	<p>同族性に関する学際的な研究、政治経済論、文化論、教育論に関する学際的な研究に関する論文、著書、論文等</p>
中心論文 異 性	<p>同族性に関する学際的な研究、政治経済論、文化論、教育論に関する学際的な研究に関する論文、著書、論文等</p>

（参考：中心的な同族性との範囲）



● 具体的な判定例

同族株主等の判定、中心的な同族株主の判定については、「株主の 1 人」「同族株主の 1 人」を中心として範囲が広いため、次のようなシートを使って判定することも考えられます。

〔判定例〕（中心的な同族株主の判定を例とした場合）

株主グループ	株主名	所有議決権数	続柄	備考
甲グループ	甲1	0	被相続人	
	甲2	0	甲1の配偶者	
	甲3	20	甲1の子（長男）	代表取締役
	甲4	10	甲3の配偶者	
	甲5	5	甲3の子（長男）	
	甲6	5	甲3の子（次男）	
	甲7	4	甲1の子（長女）	
	甲8	4	甲7の配偶者	監査役
	甲9	4	甲7の子（長男）	
	甲10	4	甲7の子（長女）	
	甲11	20	甲1の子（次男）	専務取締役
	甲12	4	甲12の配偶者	
	甲13	4	甲12の子（長女）	
	小計		84	
乙グループ	乙1	10	-	甲1と親族関係なし
	乙2	3	乙2の配偶者	
	乙3	3	乙2の子（長女）	
	小計		16	
合計		100		

（参考：親族関係図）



参考：評価会社が自己株式を有する場合の議決権数（財基通 188-3）

https://www.eta.go.jp/new/information/kiban/sisan/hyoka_new/05/04.html#188_3

議決権を有しないこととされる株式がある場合の議決権数等（財基通 188-4）

https://www.eta.go.jp/new/information/kiban/sisan/hyoka_new/05/04.html#188_4

種類株式がある場合の議決権数等（財基通 188-5）

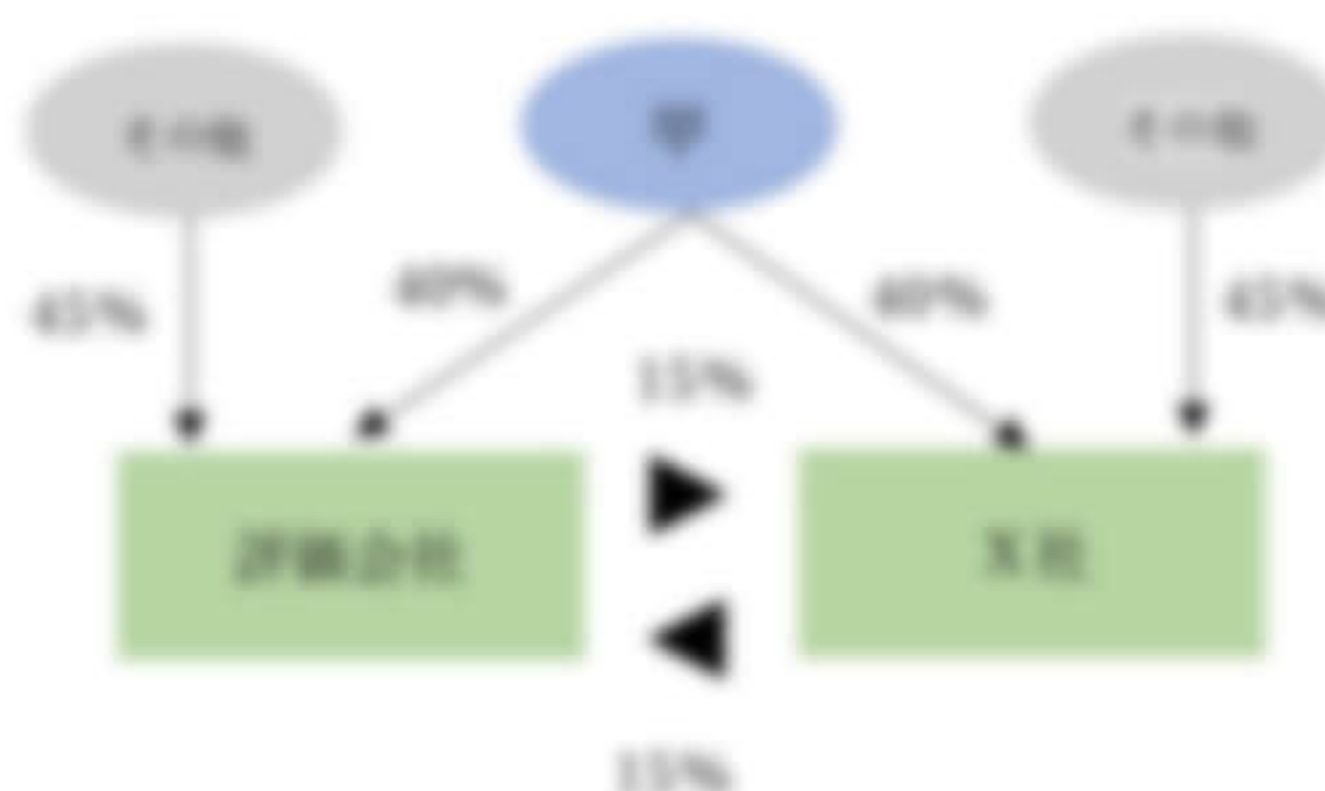
https://www.eta.go.jp/new/information/kiban/sisan/hyoka_new/05/04.html#188_5

連結が未分割である場合の議決権割合の判定（国配付 10P 質疑応答事例（財政の評価））

<https://www.eta.go.jp/new/shirugi/hyoka/05/04.html>

● 相互持合株式に係る議決権について

会社法第 108 条第 1 項の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、当該会社の有する評価会社の議決権の数は 0 として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権数となります。なお、実質的支配基準による検討は次のようなケースが考えられます。



● 投資育成株式会社が株主である場合など

1. 投資育成会社が株主である場合の同族株主等

財基通 188-4 に基づき判定します。

参考：投資育成会社が株主である場合の同族株主等（財基通 188-4）

https://www.eta.go.jp/new/information/kiban/sisan/hyoka_new/05/04.html#188_4

2. 国・地方公共団体が株主である場合の同族株主等

上記、1. と同様の判定方法により、議決権数はないものとして取り扱うことが妥当かと考えられます。

3. 親団体が株主である場合

議決権の行使状況などが適正であり、単独株主としての地位を有すると認められる場合には、株主として取り扱いますが、当該親団体が同族株主に該当し、それ以外の株主が同族株主以外の株主である場合には、上記 1. と同様の取り扱いになる可能性も考えられます。

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

- 会社の規模の判定及び評価方法の具体的な選定方法
評価方法の決定までの流れは次の通りとなります。



【注】「大企業」の判定方法

会社名	親団体の名称	親団体の名称	親団体の名称	注
大企業	親団体の名称	-	親団体の名称	親団体の名称、親団体の名称、親団体の名称
①	親団体の名称	〇〇〇〇	親団体の名称	親団体の名称、親団体の名称、親団体の名称
②	親団体の名称	〇〇〇〇	親団体の名称	親団体の名称、親団体の名称、親団体の名称
③	親団体の名称	〇〇〇〇	親団体の名称	親団体の名称、親団体の名称、親団体の名称
小企業	親団体の名称	〇〇〇〇	親団体の名称	親団体の名称、親団体の名称、親団体の名称

● 純資産額（帳簿額によって計算した金額）

課税期間の直前に終了した事業年度の末日における評価会社の帳簿額の合計額であり、次の点を考慮します。

- ① 固定資産の減価償却累計額が同種法による表記の場合、資産の帳簿額から当該累計額を控除
- ② 債権手形、売掛金、貸付金などに対する貸倒引当金は資産の帳簿額から控除しない
- ③ 税効果会計に係る繰延税金資産は資産の帳簿額から控除しない
- ④ 割引手形確定の金額は資産の帳簿額から控除しない
- ⑤ 反贈与割引当金、反贈与贈与立金の積立額を資産の帳簿額から控除しない

● 従業員数

1. 継続勤務従業員の数

直前期末以前1年間においてその期間継続して評価会社に勤務していた従業員の数を行い、下記2. に該当する従業員数は除かれます。

2. 継続勤務従業員以外の従業員の数

次に掲げる者の直前期末以前1年間における労働時間の合計時間数を従業員1人当たり年間平均労働時間数(1,800時間)で除して求めた数を行います。

- ① パートタイマー等（就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員）
- ② 中途入社・中途退社した者
- ③ 日雇労働者等

3. 従業員の種類

従業員には、社長、理事長並びに法人税法施行令第71条の(使用人業務役員とされない役員)の第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる役員は含みません。

【参考】法人税法施行令第71条（使用人業務役員とされない役員）

法第34条第4項（役員給与の額を計算する人）に規定する政令で定める役員は、次に掲げる役員とする。

- 一 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- 二 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- 三 （省略）

四 取締役（監査等委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役に限る。）、

会計参与及び監査役並びに監事

—以下省略—

《注重点》

取締役は、「指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役に限る。」としているため、法人税法施行令 91 条一から三に該当しない限り、従業員に含まれます。

4. 出向者

従業員は、原則として評価会社との雇用関係がある者を従業員に含むものとされています。したがって、評価会社（出向元）との雇用契約に基づく賃金支払いを受ける者は、継続勤務従業員として載入ます。出向先にて雇用契約が結ばれ雇用関係になる出向者は、出向先の従業員として載入ます。

5. 人材派遣会社からの派遣社員

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)」（労働者派遣法）による労働者派遣事業における派遣元事業所と派遣労働者の関係は、次のとおりがあります。

- ① 派遣は労働者派遣の対象となる者が派遣元事業所に登録されるのみで、派遣される期間に限り、派遣元事業所と登録者の間で雇用契約が締結され賃金が支払われるケース
- ② 労働者派遣の対象となる者が派遣元事業所との雇用契約関係に基づく従業員(社員)であり、派遣の有無にかかわらず、派遣元事業所から賃金が支払われるケース

これに基づけば、附則評価基本通達 17(取引相場のない株式の評価上の区分)(2)の従業員数基準の適用については、上記①に該当する個人は派遣元事業所の「継続勤務従業員」以外の従業員となり、②に該当する個人は「継続勤務従業員」となり、いずれも派遣元事業所の従業員としてカウントします。

6. 派遣元事業所における従業員数基準の適用

現在における労働力の確保は、コスト削減、人件費などの管理コスト削減のため、正社員の雇用のみで対応するのではなく、臨時、パートタイマー、アルバイトの雇用など多様化しており、派遣労働者の受入れもその一環であると認められ、実質的に派遣先における従業員と認めても差し支えないと考えられること等から、派遣労働者を受け入れている評価会社における従業員数基準の適用については、受け入れた派遣労働者の勤務実態に応じて継続勤務従業員とそれ以外の従業員に区分した上で判定しても差し支えありません。

【参考】派遣労働者の雇用関係等と従業員数基準の判定

- ① 派遣元事業所

流通外における流通外業務の適用関係等				流通外業務外における 従業員数等の判定
流通外以外 の適用関係	流通外 支店等	流 通 外 の適用関係	流通外 支店等	
なし	なし	あり	あり	取引相場は流通外
あり	あり	あり	あり	取引相場は流通外

② 流通外事業所

勤務実態に応じて判定します。

参考：従業員の数値（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotugou/syoka/06/02.htm>

参考：取引相場のない株式の評価上の区分（財産通 178）

<https://www.nta.go.jp/tax/shotugou/syoka/06/02.htm#p=178>

● 取引金額

流通外の事業上の収入金額（その会社の目的とする事業に係る収入金額（金融業・証券業については収入利息及び収入手数料））をいいます。

なお、流通外の事業年度が1年未満であるときには、課税期間の流通外以前1年間の実際の収入金額によることとなりますが、実際の収入金額を明確に区分することが困難な期間がある場合は、その期間の収入金額を月数あん分して求めた金額によっても差し支えありません。

参考：事業年度を変更している場合の「流通外以前1年間ににおける取引金額」の評価（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotugou/syoka/06/01.htm>

● 会社の種類（上の割合）の判定

1. 業種の区分

「卸売業」、「小売・サービス業」、「卸売業、小売・サービス業以外」の3区分があります。

2. 判定方法

評価会社の取引金額に係る事業内容に基づき判定しますが、取引金額のうち、2業種以上に係る取引金額がある場合には、そのうち最も多い取引金額に係る業種によって判定します。

（注視点）兼業している場合

「卸売業」、「小売・サービス業」、「卸売業、小売・サービス業以外」の3業種のなかで

取引金額の最も多い業種に属するものとして判定します。

例：製造業 40%、小売業 30%、サービス業 30%の場合

→ 小売業 (30%) + サービス業 (30%) = 小売・サービス業 (60%)

△ 小売・サービス業に該当

● 業種変更があった場合（課税上弊害がない場合）

課税期間の直前期中に評価会社が業種変更をした場合、原則として当該事業年度（1年間）の取引金額を業種ごとに集計し、その取引金額の多い方の業種に属するものとして判定します。

● 事業年度の途中で合併している場合

課税上弊害がない限りにおいて、合併後の事業年度に係る取引金額及び合併前の各社の直前期末（合併前の期末）以前1年間の取引金額の合計額を直前期末以前1年間の取引金額として扱えないものと思われず。

● 「4. 増（減）資の状況その他評価上の参考事項」欄の記載事項の例

1. 課税期間の直前期末以後における増（減）資に関する事項

例えば、増資については、次のように記載します。

増資年月日 令和〇年〇月〇日

増資金額 〇〇 千円

増資内容 ①：63（1株当たりの払込金額30円、株主数5）

増資後の資本金額 〇〇 千円

2. 課税期間以前3年間における社名変更、増（減）資、事業年度の変更、合併及び転換社債型新株予約権付社債（平成評価基本通達 1974に規定する転換社債型新株予約権付社債、以下「転換社債」といいます。）の発行状況に関する事項

3. 種類株式に関する事項

例えば、種類株式の内容、発行年月日、発行株式数等を、次のように記載します。

種類株式の内容 議決権制限株式

発行年月日 令和〇年〇月〇日

発行株式数 〇〇〇〇株

発行価額 1株につき〇〇円（うち資本金に組み入れる金額〇〇円）

1単元の株式の数 〇〇株

議決権 〇〇の事項を除き、株主総会において議決権を有しない。

転換事項 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間は株主からの請求により普通株式への転換可能（当初の転換価額は〇〇円）

償還事項 なし

現金配当の分配 普通株主に先立ち、1株につき〇〇円を支払う。

4. 剰余金の配当の支払いに係る基準日及び効力発生日

5. 剰余金の配当のうち、資本金等の額の減少に伴うものの金額

6. その他評価上参考となる事項

(注)上記のほか、次に掲げる事項も該当すると思われず。

- ① 分割による発行済株式数及び議決権数の異動等
- ② 株式に関する権利の評価及び当該権利が発生している株式の価額の修正
- ③ 自己株式の取得

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

● 特定の評価会社の概要

原則的評価方式では、第1表の2に基づき選定された評価方法（一般の評価会社の評価方法）とは別に、評価会社の特殊事情が生じたことにより、一般の評価会社の評価方法を採用することができない場合、次のように区分して定めています。

株式会社等

株式会社等に、株式の価額が $\frac{1}{10}$ 未満である場合、

【評価方式】

- ① 時価 + 取得価額
- ② 時価 + 1/10未満

- ① 株式会社等が保有している株式の取得が評価方法による評価
- ② 株式会社等が保有している株式の評価

上場株式会社

株式会社等に、株式の価額が $\frac{1}{10}$ 未満である場合、かつ、時価が $\frac{1}{10}$ 未満、かつ、取得価額が $\frac{1}{10}$ 未満である場合、

【評価方式】 時価 + 取得価額

上場非上場混合会社

上場株式 時価 + 取得 + 取得 + 取得 + 取得、取得額に対して $\frac{1}{10}$ 未満である、かつ、取得額に対して $\frac{1}{10}$ 未満である場合、

【評価方式】

- ① 時価 + 取得価額
- ② 時価 + 取得額が取得額に2/3未満の場合 + 取得額 + 取得

上場非上場混合会社

非上場株式会社

上場株式 時価 + 取得 + 取得 + 取得 + 取得、取得額に対して $\frac{1}{10}$ 未満、かつ、取得額が取得額に2/3未満である場合、

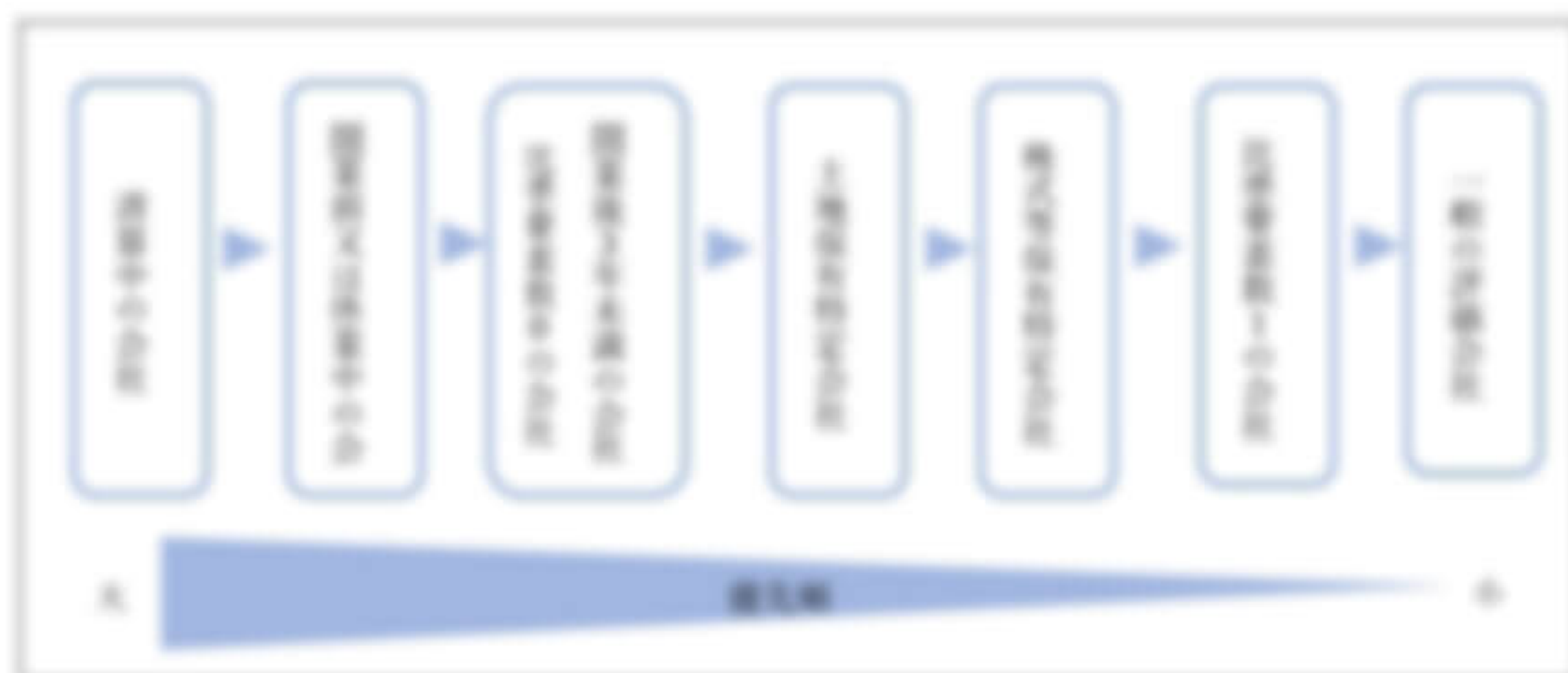
取得額、取得額が取得額に2/3未満、取得額が取得額に2/3未満、

【評価方式】 時価 + 取得価額

参考：特定の評価会社の株式（附属通 109～109-6）

https://www.ama.go.jp/new/moromon/kihon/sisaku/kyokuken_soru/001/01.htm#Pa-109

- 特定の評価会社の判定順序について
次の通りとなります。



- 「比準要素数1の会社」の判定の際の取扱形態

「比準要素数1の会社」の判定を行う場合、「第4表 類似業種比準価額等の計算明細書」の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(純資産額によって計算した金額)」が少額のため、評価明細書の記載に当たって非円となる場合には、その要素は非円となります。

参考：「比準要素数1の会社」の判定の際の取扱形態（国税庁HP質疑応答事例（特定の評価））

<https://www.nta.go.jp/News/shiryougi/hyaku/11/01.htm>

- 株式等保有特定会社における株式等の範囲

第4条、第4号	第4条、第5号
<ul style="list-style-type: none"> - 証券会社が保有する商品としての株式 - 外国株式 - 特定金融商品 - ファンド・クラウドファンディングに組み込まれている株式 - 特定金融商品のETF等 - 証券市場取引の債 - 会社型不動産投資信託の株式（地方） - 外国証券 - 法人が保有する特定金融商品（商品証券）としての株式 	<ul style="list-style-type: none"> - 証券会社が保有する商品証券 - 特定金融商品のETF等 - 証券市場取引の債（商品証券） - 株式上の権利（債権等）に対する出資 - 外国株式 - 外国証券
<p>※ 原則として、当該証券会社の証券保有簿に記載されていない場合は、証券会社に当該証券会社の証券保有簿のありを申し渡さない場合は、証券会社に</p>	

<https://www.nta.go.jp/tax/shotuugi/kyoku/16/01.htm>

● 開業前又は休業中の会社

開業前又は休業中とは、税務文庫編「令和3年版株式会社・公社課税の実務―相続税・贈与税―」では次のように示しています。

- (1) 開業前とは、会社設立の登記は完了したが、現に事業活動を開始するまでに至っていない場合をいいます。
- (2) 休業中とは、課税時期において相当長期間にわたり休業している場合をいいます。したがって、その休業が一時的なもので、近く事業が再開されることが見込まれるときには、「休業中の会社」には該当しないこととなります。

なお、長期間休業中の会社の場合には、分配金額や分配を受ける見込期間の算定が困難となるため、1株当たりの純資産額により評価します。

参考：長期間休業中の会社（国税庁HP質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotuugi/kyoku/12/01.htm>

第3表 一般の評議会社の株式及び株式に関する権利の譲渡の計算明細表

● 一般の評議会社の評価方法（西暦）



【大数】(譲渡) (譲渡)

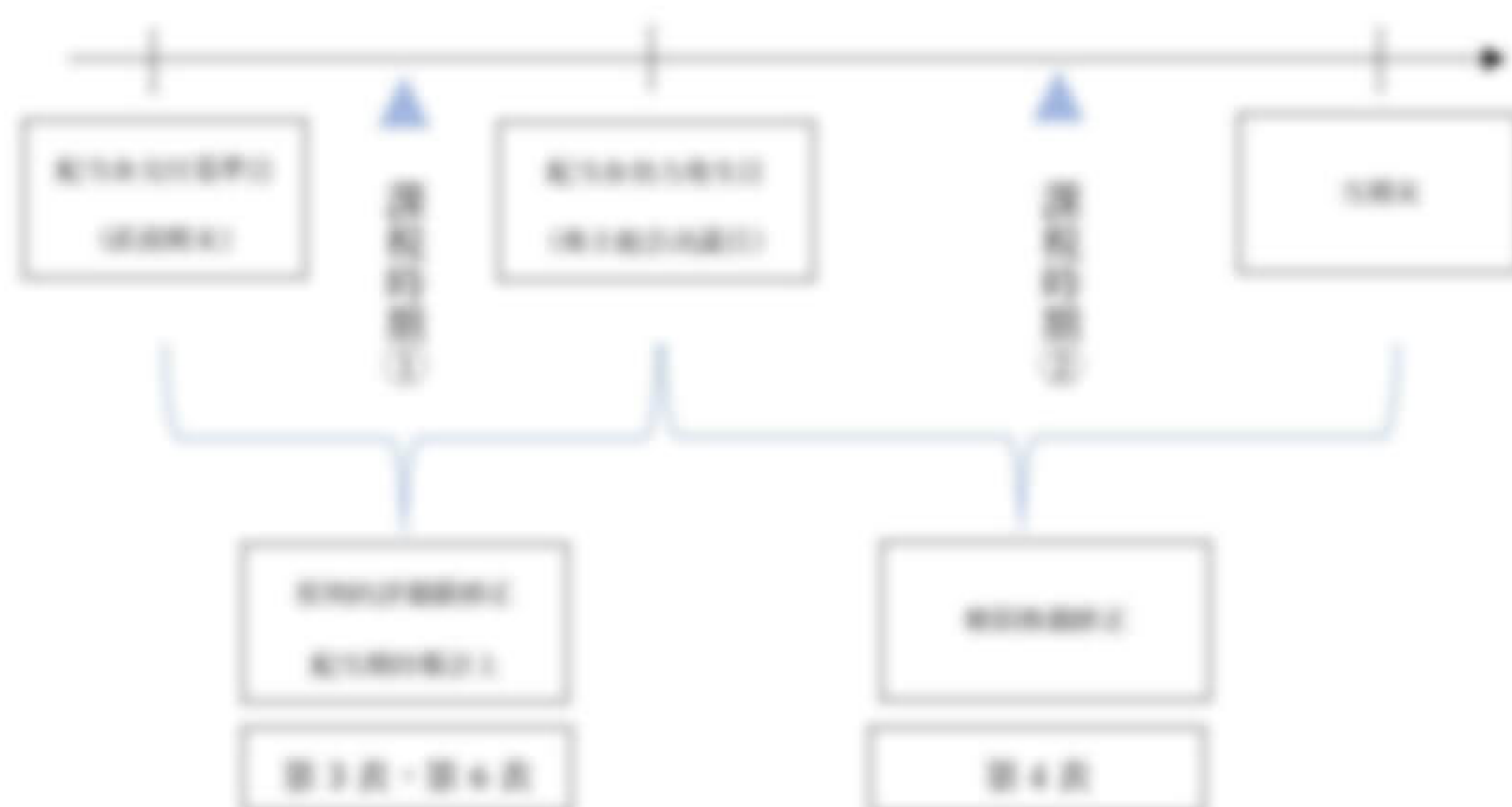
種類	数量	単価	数量	単価	数量
大数	株式譲渡	-			
①	株式譲渡	1000			
②	株式譲渡	1000			
③	株式譲渡	1000			
合計	株式譲渡	1000			

注：① 株式譲渡、② 株式譲渡、③ 株式譲渡

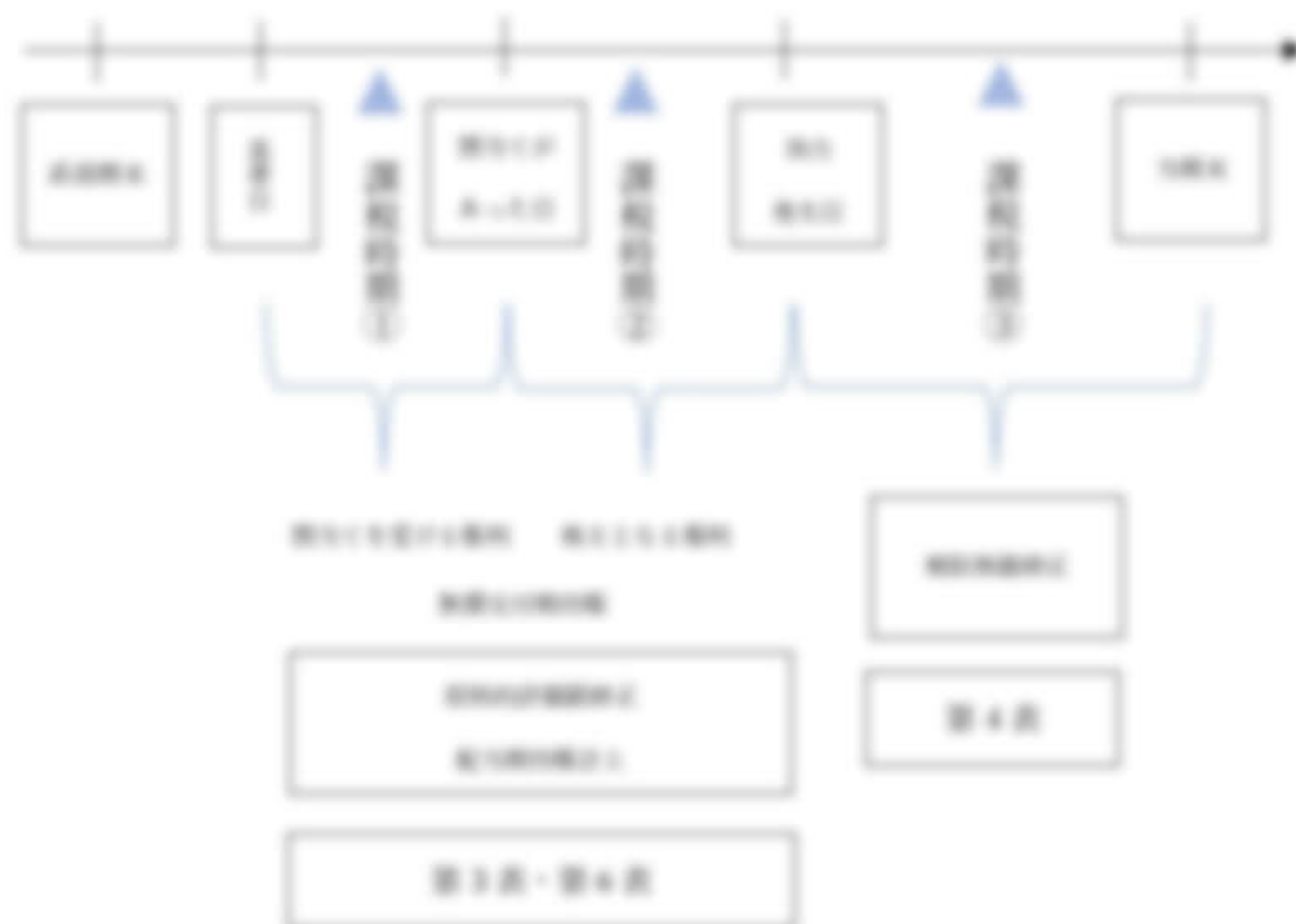
● 株式の取得者とその関係者の議決権割合が50%以下である場合の純資産額方式会社規程に応じた原則的評価方式の計算上、1株当たりの純資産額の80%評価が適用できる範囲は次の通りです。

80%評価可能	80%評価不可
小会社評価の各純資産額	大会社評価 (類似企業と比較する純資産額)
中会社評価の(3-4)に基く純資産額	中会社評価 (類似企業と比較する純資産額)

- 配当期待権評価と配当金発生による類似重複比率算出の修正上の適用関係
 1. 課税時期が直前期末の翌日から配当金交付の発生日までの間にある場合（注）
原則的評価額の修正及び配当期待権の計上を行います。
 2. 課税時期が配当金発生日の翌日以後である場合（注）
類似重複比率算出の修正を行います。



- 株式の割当てを受ける権利と株式割当ての発生による類似重複比率算出の修正上の適用関係
 1. 課税時期が新株式の割当ての日（新株式割当て基準日、株式無償交付基準日）の翌日から新株式の発生日までの間にある場合（注）
原則的評価額の修正及び配の計上を行います。
 2. 課税時期が新株式の発生日の翌日以後である場合（注）
類似重複比率算出の修正を行います。



参考：類似債権比準債権の修正（附基通 184）

https://www.ama.go.jp/ten/issuance/kiban/issuance/kyoku_naru/08/03.html#p=184

株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の債権の修正（附基通 187）

https://www.ama.go.jp/ten/issuance/kiban/issuance/kyoku_naru/08/04.html#p=187

株式の割当てを受ける権利等の発生している特定の評価会社の株式の債権の修正
（附基通 189-7）

https://www.ama.go.jp/ten/issuance/kiban/issuance/kyoku_naru/08/05.html#p=189_7

株式の割当てを受ける権利の評価（附基通 190）

https://www.ama.go.jp/ten/issuance/kiban/issuance/kyoku_naru/08/06.html#p=190

株主となる権利の評価（附基通 191）

https://www.ama.go.jp/ten/issuance/kiban/issuance/kyoku_naru/08/06.html#p=191

株式割当て付期待権の評価（附基通 192）

https://www.ama.go.jp/ten/issuance/kiban/issuance/kyoku_naru/08/06.html#p=192

配当期待権の評価（附基通 193）

https://www.ama.go.jp/ten/issuance/kiban/issuance/kyoku_naru/08/06.html#p=193

- 配当還元方式の計算方法

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{配当1株の平均配当金額}}{\text{1株30円とした場合の株式数}} \times \frac{\text{1株当たりの資本金等の額}}{30\%}$$

例えば・・・
 配当が20%の場合 → (20) 配当金額
 配当が20%の場合 → (20) 配当金額の1/5

- 1株（30円）当たりの年配当金額

基本的には、第4表 類似業種比準価額等の計算明細書における「1株（30円）当たりの年配当金額」に準じて計算します。詳細は、第4表の解説を確認してください。

- 資本金等の額がマイナスである場合

直前期末の「資本金等の額」が負の額になった場合、1株（30円）当たりの年配当金額が負の額になるケースが考えられますが、「資本金等の額」が負の額となったとしても、その結果算出された株式数（1株当たりの資本金等の額を30円とした場合の株式数）に、同じ資本金等の額を基とした負の額（1株当たりの資本金等の額の30円に対する負数）を乗ずることにより約分されるため、結果として適正な評価額が算出されるため、マイナスのまま計算します。したがって、当該1株（30円）当たりの年配当金額は負の額であるからといって、2円30銭とはせず計算します。

参考：取引相場のない株式等の評価の改正（「財務評価基本通達の一部改正について」）通達等のあらましについて（情報）平成 18 年 12 月 22 日国税庁課税部資産評価企画官資産課税課長啓

<https://www.nta.go.jp/lex/joho-saikaihubo/hyoka/200704/04.pdf>

- 株式の割当てを受ける権利等が発生している場合の価額修正の要否（配当還元方式）

課税時期において株式の割当てを受ける権利等又は配当期待権が発生している場合には、配当還元方式で計算した株式の価額について修正は行いません。

参考：株式の割当てを受ける権利等が発生している場合の価額修正の要否（国税庁HP質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/lex/shotuqi/hyoka/09/01.htm>

● 優先配当株式及び普通株式がある場合（配当還元方式）

株式の種類ごとに「1株（30円）当たりの年配当金額」を算出し、当該株式ごとに配当還元方式を採用します。つまり、普通株式が無配当で、配当優先株式に配当支払いがある場合には、1株（30円）当たりの年配当金額について、普通株式は2円30銭で、配当優先株式はその支払った配当金額により、それぞれ配当還元方式を採用することになります。

● 種類株式の評価

会社法 109 条において種類株式を規定しています。このうち現在、国税庁が規定している種類株式の評価方法は、相続、遺贈又は贈与により同族株主等が取得した株式で、原則的評価方式の適用を受ける株式であるものを前提として、次の3種類を明記しています。評価はそれぞれ下記の資料を参考としてください。

1. 配当優先の無議決権株式

① 類似業種比準方式

配当の優先のある株式の種類（例：配当優先株式、普通株式）ごとに、その株式に係る配当金によって評価します。

② 純資産価額方式

従来通り財基通 105（純資産価額）の定めによって評価します。

参考：「配当優先の無議決権株式の評価（種類株式の評価について）（情報）平成 19 年 3 月 9 日国税庁課税部資産評価企画調査部資産課税課審理室」

<https://www.eta.go.jp/eta/kyoku-sekai-shuhaku-byokuka/20090309/01.pdf>

2. 社債類似株式

① 社債類似株式とは次の要件を満たす株式をいいます。

- イ 配当金については優先して分配する。また、ある事業年度の配当金が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積することとするが、優先配当金を超えて配当しない。
- ロ 残余財産の分配については、発行額額を超えて分配は行わない。
- ハ 一定額日において、発行会社は本件株式の全部を発行額額で償還する。
- ニ 議決権を有しない。
- ホ 他の株式を対価とする取得請求権を有しない。

② 社債類似株式の評価

財基通 107-233 に準じて発行額額により評価します。

③ 社債類似株式発行会社における社債類似株式以外の株式の評価（普通株式等）

社債類似株式を社債とみなして、類似業種比準方式では、その計算要素となる各指標から社債類似株式に係るものを排除。純資産価額方式では社債類似株式を負債計上とともに当該株式に係る株式数を発行済株式数から除外します。

参考：「社員報酬株式の評価(報酬株式の評価について(第報)平成19年3月9日国税庁課税部食料評価企画課食料課税課審理室)」

<https://www.nta.go.jp/tax/kyosei-zeikaisaku/kyosei/070309/02.pdf>

3. 新設発行株式(現金株)

普通株式と同様に評価します。

参考：「新設発行株式の評価(報酬株式の評価について(第報)平成19年3月9日国税庁課税部食料評価企画課食料課税課審理室)」

<https://www.nta.go.jp/tax/kyosei-zeikaisaku/kyosei/070309/03.pdf>

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

● 類似業種比準方式の計算方法



● 資本金等の額がマイナスである場合

当該期末の「資本金等の額」が負の額になった場合であっても、その結果算出された株価(1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の株価)に、同じ資本金等の額を基とした負の額(1株当たりの資本金等の額の50円に対する負数)を加えることにより約分されるため、結果として適正な評価額が算出されます。

したがって、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」の「第4表 類似業績比率調整等の計算明細書」の作成に当たっては、「1株当たりの資本金等の額」、「2. 比率要素等の金額の計算」及び「比率割合の計算」の欄は、マイナスのまま計算することに留意してください。

参考：取引相場のない株式等の評価の改正（「財務評価基本通達の一部改正について」通達等のあらましについて（情報）平成 18 年 12 月 22 日国税庁課税課長評価企画官資本金課長課長）

<https://www.nta.go.jp/tao/joho-saikaisaku/hyoka/000704/04.pdf>

● 1株（30円）当たりの年配当金額について

1. 剰余金の配当

各事業年度中に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当（資本金等の額の減少によるものを除きます。）の金額を計上します。資本金等の額の減少によるものとは、「その他資本剰余金」を原資とした剰余金の配当などがあげられます。

2. 特別配当、記念配当

剰余金の配当金額の算定の基となった配当金額のうち、特別配当、記念配当等の名称による配当金額で、将来、毎期継続することが予想できない金額は除外します。この場合、名称は臨時的な科目を利用しても、実質は経済的な配当と変わらない場合には、除外できません。

3. 事業年度の変更があった場合

決算期が1年未満の事業年度がある場合には、決算期末以前1年間に対応する期間に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当金額の総額を計上します。また、決算中期、決算中期の前期についても、これに準じて計算します。

4. 発行済株式数の変動があった場合

決算期末以前2年間のうちに新株発行や自己株式の取得により発行済株式数に変動があった場合でも、課税期間の決算期末における発行済株式数を用います。

例：前期 資本金等の額 20,000 千円

（1株当たりの資本金等の額を 30円とした場合の株式数 666,667 株

当期 資本金等の額 40,000 千円

（1株当たりの資本金等の額を 30円とした場合の株式数 800,000株

△ 1株当たりの年配当金額の計算

（決算期の配当額＋決算中期の配当）÷800,000株

● 株主優待利用券等がある場合

株主優待利用券等による経済的利益相当額は、評価会社の剰余金の配当金額に加算する必要がありません。

参考：1 株当たりの配当金額 単一株主優待利用券等による経済的利益配当額がある場合
（国税庁HP 質疑応答事例（配当の評価））

<https://www.eta.go.jp/tao/shitsugai/hyoka/07/06.htm>

● 自己株式の取得によるみなし配当の金額がある場合

みなし配当の金額は、剰余金の配当金額に含める必要はありません。したがって、「年配当金額欄」にはみなし配当の金額控除後の金額を記載します。

参考：1 株当たりの配当金額 単一自己株式の取得によるみなし配当の金額がある場合
（国税庁HP 質疑応答事例（配当の評価））

<https://www.eta.go.jp/tao/shitsugai/hyoka/07/11.htm>

● 現物分配により資産の移転をした場合

現物分配により評価会社が移転した資産の価額を剰余金の配当金額に含めるかどうかは、その現物分配の起因となった剰余金の配当が将来毎期継続することが予想できるかどうかにより判断します。なお、その配当が将来毎期継続することが予想できる場合には、その現物分配により移転した資産の価額として株主資本等変動計算書に記載された金額を剰余金の配当金額に含めて計算します。

（判断の仕方）

・ 組織再編成を目的とした現物分配（不動産移転など）

→ 経済的配当と考えられます。

・ 経理的に金銭配当を行っていたが、当期から現物配当を実施し、当期以降も現物配当を予定している場合

→ 経済的配当と考えられます。

配当原資が「利益剰余金」からのものが対象であり、「その他資本剰余金」を原資とする場合には、除外されます。

● 配当優先株式を発行している場合

前期の「種類株式の評価」と同様です（第3表の解説参照）。

参考：1 配当優先の無議決権株式の評価（種類株式の評価について（別紙）平成19年3月9日国税庁課税部資産評価企画官資産課税課書検定）

<https://www.eta.go.jp/tao/joho-zeikaisakka/hyoka/07/09/01.pdf>

● 1株（30円）当たりの年利益金額について

1. 事業年度の変更があった場合

「決算期」欄の記載に当たって、1年未満の事業年度がある場合には、決算期末以前1年間に対応する期間の利益の金額を記載します。この場合、実際の事業年度に係る利

益の金額をあん分する必要があるときは、月数により行います。

ただし、季節などによる利益変動が激しい場合においては、月別計算の結果、評価会社の実態を反映しないこともあるため、合理的な計算方法を検討する必要があると考えられます。

例：3月決算→9月決算へ変更した場合（課税時期：R5.11.30）

事業年度	自 R3.4.1 至 R5.9.30	自 R4.1 至 R5.3.31	自 R3.4.1 至 R4.3.31	自 R2.4.1 至 R3.3.31
課税所得	30,000 千円	50,000 千円	40,000 千円	60,000 千円

（計算）

直前期末以前1年間 $30,000 \text{ 千円} + 50,000 \text{ 千円} \times 6/12 = 55,000 \text{ 千円}$

直前期末以前2年間 $50,000 \text{ 千円} \times 6/12 + 40,000 \text{ 千円} \times 6/12 = 49,000 \text{ 千円}$

2. 非経営的な利益

「非経営的な利益金額」欄には、固定資産売却益、保険差益等の非経営的な利益の金額を記載します。この場合、非経営的な利益の金額は、非経営的な損失の金額を控除した金額（負数の場合は0）とします。

① 固定資産の譲渡が数回ある場合

固定資産の譲渡が期中に数回あり、個々の譲渡に売却益と売却損があるときは、個々の譲渡の利益を適算し、利益の金額があればこれを認務することになります。

参考：1株当たりの利益金額C—固定資産の譲渡が数回ある場合（国税庁HP質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.eta.go.jp/tao/shimugi/kyoku/07/03.htm>

② 種類の異なる非経営的な利益がある場合

種類の異なる非経営的な利益がある場合（例えば、固定資産売却益と保険差益がある場合等）には、これらを適算することとなります。

参考：1株当たりの利益金額C—種類の異なる非経営的な利益がある場合（国税庁HP質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.eta.go.jp/tao/shimugi/kyoku/07/04.htm>

③ 継続的に有価証券売却益がある場合

課税時期の直前期末以前の相当の期間にわたり継続して評価会社に有価証券売却益があるときは、その有価証券売却益は、非経営的な利益の金額に該当しないと考えられます。経営的な利益又は非経営的な利益のいずれに該当するかは、評価会社の事業の内容、その利益の発生原因、その発生原因たる行為の反復継続性又は臨時偶発性等を考慮し、個別に判定します。

参考：① 1株当たりの利益金額と一時的に有価証券売却益がある場合（国税庁HP
質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/faq/shirugi/hyoka/07/07.htm>

④ 匿名組合出費（レバレッジブース）の分配金

当該分配金は経常的な利益であるため、非経常的な利益に該当しません。ブース期間終了時における有価証券売却益についても、当初から一連の想定で実施しているため、同様の取扱いとなります。

⑤ 前期利益修正益

当該修正益が経常的なものか、臨時偶発的なものかにより判断を行いますが、計上時期を失念したなど、計上誤りに該当する場合には、非経常的な利益には該当しません。

⑥ 保険金から支給された役員退職金

保険金支給が、役員退職金を起因とするものである場合には、非経常的な利益の計算上、受取保険金から役員退職金を減算することが合理的と考えられます。

⑦ 収益補償金

休業により受け取る保証金が、実質、当該休業による利益補償にあたると思われる場合には、経常的な利益として考えることが合理的と考えられます。

● 外国子会社等から親会社の配当等がある場合

その評価会社の「1株当たりの利益金額」の計算上、受取配当等の益金不算入額を加算して計算します。加算した受取配当等に係る外国源泉税等の額の支払いがある場合には、当該金額を「左の所得税額」に加算して計算します。

ただし、租税特別措置法第44条の4第1項又は同条第2項に規定する外国法人から受ける親会社の配当等の額のうち、その外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額については、すでに評価会社の法人税法上の課税所得金額とされているので、この部分については、租税特別措置法第44条の4第1項及び同条第2項の規定により益金の額に算入しない親会社の配当等の額についても同様です。

参考：① 1株当たりの利益金額と一外国子会社等から親会社の配当等がある場合（国税庁HP
質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/faq/shirugi/hyoka/07/08.htm>

● 課税利益調整費等の課税等があった場合

繰り延べられた課税利益は、「1 株当たりの利益金額」の計算上、法人税の課税所得金額に加算する必要はありません。課税利益調整費等の戻入金は、原則として、「1 株当たりの利益金額」の計算上、非経費的な利益として法人税の課税所得金額から控除します。

なお、課税利益調整費等の戻入金と戻入金の両方がある場合は、それぞれ他の非経費的な利益と合算の上、その利益を遡算し、利益の金額があればその金額を課税所得金額から控除します。

例



（課税利益調整費等発生時）

課税所得 課税利益 100 - 課税利益調整費等控除 100 = 0
 非経費的な利益 課税利益 100 の加算はしない

（戻入発生時）

課税所得 戻入益 w + 戻入金 100 = w + 100
 非経費的な利益 戻入金 100 を加算

参考：1 株当たりの利益金額 C - 課税利益調整費等の課税等があった場合（国税庁 HP 質疑応答事例（対応の経緯））

<https://www.nta.go.jp/faq/shirushi/kyoku/07/09.htm>

● みなし配当の金額がある場合

自己株式の取得によるみなし配当の金額は、通常、臨時議決的なものと考えられるため、原則として、「1 株当たりの利益金額」の計算上、「益金に算入されなかった剰余金の配当等」の金額に含める必要はありません。したがって、「受取配当等の益金不算入額」欄にみなし配当の金額控除後の金額を記載します。

参考：1 株当たりの利益金額 C - みなし配当の金額がある場合（国税庁 HP 質疑応答事例（対応の経緯））

<https://www.nta.go.jp/faq/shirushi/kyoku/07/11.htm>

● 固定資産売却益に対して圧縮記録を適用する場合

非経常的な利益の発生原因が固定資産の売却等である場合に、その売却益について、注釈換算後の取得予定に伴う特別勘定繰入額や、注釈換算後の取得に伴う圧縮額がある場合には、当該勘定繰入額を固定資産売却益から控除した残額が、非経常的な利益金額になります。

例：土地売却益 1,000、特別勘定繰入額 800、圧縮額 400 の場合

- ① ×1 期 土地売却のため特別勘定繰入 $1,000 - 800 = 200$ (非経常的な利益)
- ② ×2 期 特別勘定繰入 400、圧縮額計上 $400 - 400 = 0$ (非経常的な利益)
- ③ ×3 期 特別勘定繰入 200 200 (非経常的な利益)

● 連結現物分配により資産の移転を受けた場合

連結現物分配は組織再編成の一形態として位置づけられており、形式的には剰余金の配当という形態をとっているとしても、その収益の発生原因である現物分配としての資産の移転は、通常、組織再編成を目的としたもので、被現物分配法人（評価会社）を含むグループ法人全体の臨時決定的な行為であるため、連結現物分配により資産の移転を受けたことによる収益の額は、原則として、「1株当たりの利益金額」の計算上、「益金に算入されなかった剰余金の配当等」の金額に加算する必要はありません。

参考：1株当たりの利益金額と連結現物分配により資産の移転を受けた場合（国税庁HP質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.eta.go.jp/ten/shotenagi/kyaku/07/14.htm>

● 課税期間の直前期中に業種変更している場合

課税期間の直前期中に卸売業から小売業に業種変更した場合には、課税期間直前期末以前1年間における取引金額を各業種に区分し、それぞれの取引金額のいずれか多いほうの業種に属するものとして取り扱います。

例：製造業から不動産賃貸業へ変更（3月決算、7月より変更）

前月から6月まで 製造業1億円

7月から期末まで 不動産賃貸業3千万円 〃製造業で判定

● 課税期間に属する年分と比較して事業内容の大幅な変化があった場合

会社組織や主たる業種に大幅な変化が認められた場合（例：前期までは卸売業として経営していたが事業廃止し、当期より不動産賃貸業へ業種変更をした場合など）には、課税期間における類似業種比準方式の適用について、合併による会社組織の変化に対する取扱いと同様に適用上の限界がある可能性があります。

課税庁においては、このような場合の評価方法について、具体的な取扱いが明確に示されてはいませんが、総合的に勘案した結果、純資産評価方式の適用を検討する必要性も考えられます。

● 直前期末の方が課税時期に近い場合

類似業績比率方式によるときには、課税時期が直前期末よりも直後期末に近い場合であっても、直前期末の比率数値によって評価します。

参考：直前期末の方が課税時期に近い場合（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tae/shitsugi/kyaku/07/01.htm>

● 受取配当等の益金不算人額に対応する所得税額

当該「左の所得税額」は「受取配当等の益金不算人額」を限度とします。

● 1株（30円）当たりの純資産額額について

当該金額が負数の場合には、0とします。

● 特別修正により利益積立金額が変動する場合の調整

親法人から内国法人である子法人に対して特別があった場合、親法人の利益積立金額は、税務調整により特別金に相当する金額だけ増加することとなりますが、法人税法上の処理が適正なものである限り、法人税法の規定による資本金等の額又は利益積立金額の加減算は、基本的に法人税法の処理どおりに取り扱うことが相当であることから、「1株当たりの純資産額」の計算上では、当該利益積立金額の増減について調整する必要はありません。

参考：1株当たりの純資産額D－特別修正により利益積立金額が変動する場合の調整（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tae/shitsugi/kyaku/07/10.htm>

● 類似業績の業績日の判定

1. 業績日の区分

（別表）日本標準産業分類の分類項目と類似業績比率業績計算上の業績日との対比表（平成29年分）に基づき、113業績日に分かれています（令和5年8月31日時点）。

2. 判定方法

① 原則

財基通 181 を参考に判定を行います。

（原則的な判定方法）

採用した業績日区分	原則	特例（左記との選択可）
小分類に表されたもの	小分類	中分類
中分類に表されたもの	中分類	大分類
大分類に表されたもの	大分類	—

（例）標準産業分類 065 木造建築工事業の場合

規則：4 その他の総合工事業に該当（小分類に該当）

特例：2 総合工事業を選択可能（中分類）

参考：類似業種（財基通 181）

https://www.eta.go.jp/law/motome/kibun/sisan/kyoku_new/08/03.html#s-181

② 2以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合

財基通 181-2 を参考に判定を行います。この場合、その取引に係る業種目ではなく、小分類・中分類の「その他の〇〇業」、大分類の「その他の産業」に該当するケースがありますので確認が必要です。

参考：評価会社の事業が該当する業種目（財基通 181-2）

https://www.eta.go.jp/law/motome/kibun/sisan/kyoku_new/08/03.html#s-181

● 比率割合の計算

評価会社の比率要素に対応する類似業種の比率要素は、国税庁の法令解釈通達「令和〇年分の類似業種比率計算上の業種目及び業種目別株数等について」に基づき、記入します。
参考：令和 5 年分の類似業種比率計算上の業種目及び業種目別株数等について〔法令解釈通達〕（令和 5 年 9 月 1 日現在）

<https://www.eta.go.jp/law/motome/kibun/kyoku/05/2306/index.html>

● 類似業種株数の修正

直前期末の翌日から課税時期までの間に、配当、株式の割当て等がある場合には、類似業種比率方式による株数の修正が必要になります。評価は第 3 表の「配当期待権評価と配当金発生による類似業種比率株数の修正との適用関係」及び「株式の割当てを受ける権利と株式割当ての発生による類似業種比率株数の修正との適用関係」を確認してください。

● 課税時期の直前に合併（吸収合併）があった場合

合併直後に課税時期がある場合における類似業種比率方式の適用可否については、合併方式・単体方式の考え方があり、合併がいつ行われたかにより、一般的には次のような考え方を採用しています。

なお、合併の前後で会社実態に変化がないかどうかについては、もっぱら事実認定に属する問題であるため、クライアントと合め慎重に判断することが望ましいと考えます。

第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細

● 純資産価額方式の計算方法

$$\frac{\text{純資産（帳簿価額）} + \{ \text{含み益} \times (1 - 37\% \text{ 率}) \}}{\text{発行済株式総数}}$$

※37%→含み益算を算定した場合における法人税等の実効税率



● 資産の部（相続税評価額・帳簿価）の欄について

1. 課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利（以下「土地等」といいます。）並びに家屋及びその附属設備又は構築物（以下「家屋等」といいます。）がある場合には、当該土地等又は家屋等の相続税評価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額（ただし、その土地等又は家屋等の帳簿価額が課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、その帳簿価額に相当する金額）によって評価した額を記載します。この場合、その土地等又は家屋等は、他の土地等又は家屋等と「科目」欄を別にして、「課税時期前3年以内に取得した土地等」などと記載します。この場合の取得は、購入だけでなく、合併等による資産の受入れ等も含まれます（下記表参照。）

なお、判定の際における「取得の日」については、次の通りとなります。

- ① 他から取得 : 資産の引き渡しを受けた日
- ② 自ら建設又は製作 : 建設又は製作完了日
- ③ 他への譲渡による建設・製作 : 建物等の引き渡しを受けた日

また、帳簿価額ではなく、課税期末基準を採用して純資産価額方式を計算する場合であっても、3年以内の取得は、課税時期を基準として行い、課税期末を基準とし

て行うことはありません。

(取得の定義)

課税特例法14条以内の「取得」した土地等又は家屋等の例
・ 遺贈の承継・贈与・増築により取得された土地等又は家屋等
・ 仮留保に伴う代替資産の特別を適用して取得した土地等又は家屋等
・ 特定の事業用資産の買換え又は交換の特別を適用して取得した土地等又は家屋等
・ 特定の交換割合より取得した家屋等
・ 交換の特別を受けて交換取得した土地等又は家屋等
・ 代物申渡・合併・分割分割・事業譲受により取得した土地等又は家屋等

2. 取引相場のない株式、出資又は払戻社債（財産評価基本通達197-5の払戻社債型新株予約権付社債の評価額の注のロに定めるものをいいます。）の価額を純資産価額（相続税評価額）で評価する場合には、評価対象に対する法人税額等相当額の控除を行わないで計算した金額を「相続税評価額」として記載します（なお、その株式などが株式等保有特定会社の株式などである場合において、納税義務者の選択により、「51+52」方式によって評価する場合の52の金額の計算においても、評価対象に対する法人税額等相当額の控除を行わないで計算することになります。）、この場合、その株式などは、他の株式などと「科目」欄を別に於て、「法人税額等相当額の控除不適用の株式」などと記載します。
3. 評価の対象となる資産について、償還額がないもの（例えば、借入金、買戻権等）であっても相続税評価額が算出される場合には、その評価額を「相続税評価額」欄に記載し、「償還額」欄には「0」と記載します。
4. 評価の対象となる資産で償還額のあるもの（例えば、借入金、買戻権等）であっても、その償還額に算入すべき相続税評価額が算出されない場合には、「相続税評価額」欄に「0」と記載し、その償還額を「償還額」欄に記載します。
5. 評価の対象とならないもの（例えば、財産性のない創立費、新株発行費等の繰延資産、繰延税金資産）については、記載しません。
6. 「株式等の価額の合計額」欄の正の金額は、評価会社が有している（又は有しているとみなされる）株式、出資及び新株予約権付社債（会社法第2条第22号に規定する新株予約権付社債をいいます。）（以下「株式等」といいます。）の相続税評価額の合計額を記載します。この場合、次のことに留意してください。
 - ① 所有目的又は所有期間のいかんにかかわらず、全ての株式等の相続税評価額を合計します。
 - ② 法人税法第12条の信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に移せられる収益及び費用の帰属の規定により評価会社が信託財産を有するものとみなされる場合（ただし、評価会社が明らかに当該信託財産の収益の受益権のみを有している場合を除きます。）において、その信託財産に株式等が含

まれているときは、評価会社が当該株式等を所有しているものとみなしま
す。

② 「出費」とは、「法人」に対する出費をいい、民法上の親合等に対する出費
は含まれません。

※ 株式等の範囲については、第3条「株式等保有特定会社における株式等の
範囲」を参照してください。

2. 「土地等の価額の合計額」欄の①の金額は、上記のへに準じて評価会社が所有して
いる（又は所有しているとみなされる）土地等の相続税評価額の合計額を記載しま
す。

※ 土地等の範囲については、第3条「土地保有特定会社における土地等の範
囲」を参照してください。

3. 「現物出費等受入れ費産の価額の合計額」欄の①の金額は、各費産の中に、現物出
費、合併、株式交換、株式移転又は株式交付により著しく低い価額で受け入れた費
産（以下「現物出費等受入れ費産」といいます。）がある場合に、現物出費、合併、
株式交換、株式移転又は株式交付の時ににおけるその現物出費等受入れ費産の相続
税評価額の合計額を記載します。ただし、その相続税評価額が、課税時期におけるそ
の現物出費等受入れ費産の相続税評価額を上回る場合には、課税時期におけるその
現物出費等受入れ費産の相続税評価額を記載します。

また、現物出費等受入れ費産が合併により著しく低い価額で受け入れた費産（以
下「合併受入れ費産」といいます。）である場合に、合併の時又は課税時期における
その合併受入れ費産の相続税評価額が、合併受入れ費産に係る被合併会社の帳簿価
額を上回るときは、その帳簿価額を記載します。

② 「相続税評価額」の「合計」欄の①の金額に占める課税時期における現物出
費等受入れ費産の相続税評価額の合計の割合が20%以下の場合には、「現物出費等受
入れ費産の価額の合計額」欄は、記載しません。

● 費産の部（帳簿価額・取崩額）の欄について

費産の部の「帳簿価額」欄には、「費産の部」の「相続税評価額」欄に評価額が記載さ
れた各費産についての課税時期における税務計算上の帳簿価額を記載します。

① 1 固定費産に係る減価償却累計額、特別償却準備金及び任意記録に係る引当金又
は積立金の金額がある場合には、それらの金額をそれぞれの引当金等に対応する費
産の帳簿価額から控除した金額をその固定費産の帳簿価額とします。

② 2 営業権に含めて評価の対象となる特許権、営業権等の費産の帳簿価額は、営業
権の帳簿価額に含めて記載します。

● 負債の部（相続税評価額）の欄について

「負債の部」の「前払税金」欄には、評価会社の課税時期における各負債の金額を、「繰上金」欄には、「負債の部」の「前払税金」欄に評価額が記載された各負債の税務計算上の繰上金額をそれぞれ記載します。この場合、貸倒引当金、退職給付引当金、納税引当金及びその他の引当金、準備金並びに繰越税金負債に相当する金額は、負債に該当しないものとします。なお、次の金額は、帳簿に負債としての記載がない場合であっても、課税時期において未払いとなっているものは負債として「前払税金」欄及び「繰上金」欄のいずれにも記載します。

- ① 未納公租公課、未払利息等の金額
- ② 課税時期以前に課税期日のあった固定資産税及び都市計画税の税額
- ③ 被相続人の死により、相続人その他の者に支給することが確定した遺贈手当金、功労金その他これらに準ずる給付の金額
- ④ 課税時期の属する事業年度に係る法人税額（地方法人税額を含みます）、消費税率に地方消費税を含みます）、事業税額（特別法人事業税額を含みます）、道府県民税額及び市町村民税額のうち、その事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額

● 前期末基準による場合

1株当たりの純資産額（前払税金）の計算は、課税時期における各資産及び各負債の金額によることとしていますが、評価会社が課税時期において決算を行っていないため、課税時期における資産及び負債の金額が明確でない場合において、前期末から課税時期までの間に資産及び負債について著しく増減がないため評価額の計算に影響が小さいと認められるときは、課税時期における各資産及び各負債の金額は、次により計算しても差し支えありません。このように計算した場合には、第2表の「2.株式会社等保有特定会社」欄及び「3.土地保有特定会社」欄の算定における純資産額等についても、同様に取り扱われることとなりますので、これらの算定の評価会社の算定期間と純資産額及び株式会社等保有特定会社の多量の計算期間は同一となります。

なお、課税時期が前期末に近しいような場合において、課税時期から前期末までの間に資産及び負債の金額について著しく増減がないと認められるときは、課税と整理がある場合を除き、前期末の資産及び負債を採用しても差し支えないと考えられます。

- ① 「前払税金」欄については、前期末の資産及び負債の課税時期の前払税金
 - ② 「繰上金」欄については、前期末の資産及び負債の繰上金額
- (注)1 ①及び②の場合において、帳簿に負債としての記載がない場合であっても、次の金額は、負債として取り扱うことに留意してください。
- イ 未納公租公課、未払利息等の金額
 - ロ 前期末日以前に課税期日のあった固定資産税及び都市計画税の税額のうち、

承認いとなっている金額

- ハ 直前期末日時から課税時期までに確定した剰余金の配当等の金額
- ニ 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額

(注) 2 被相続人の死亡により評価会社が生命保険金を取得する場合には、その生命保険金請求権(未収保険金)の金額を「資産の部」の「相続税評価額」欄及び「帳簿価額」欄のいずれにも記載します(本表、「被相続人を保険事故とする生命保険金」を参照)。

● 税務計算上の帳簿価額

いわゆる法人税法上の帳簿価額をいいます。具体的には、法人税別表第10の内容を考慮した金額であり、例えば、減価償却超過額が計上されている場合には、会計上の貸借対照表上にある該当資産の帳簿価額に、当該超過額を加算した金額となります。

● 財産性の有無の判断

財産的価値があるか否かを個別事案に照らし合わせて判断します。なお、財産性がないと認められるものに関しては、第 3 表上の「相続税評価額」・「帳簿価額」とともに計上しません。

● 国外財産の評価

1. 国外所在財産

原則として財産評価基本通達に定める評価方法により評価しますが、これによる評価ができない場合には、通達に定める評価方法に準ずる、売買代金換算、帳簿価額換算等を準拠して評価します。なお、課税上弊害がない場合には、取得価額や課税価額を基にすることも認められます。

参考：国外財産の評価(財産通達2)

https://www.eta.go.jp/eta/contents/kiban/sisan/syaka_sen/01/01_200405_2

2. 外国株式

居住地の税法に定められている評価方法がある場合には、その評価が合理的ですが、純資産換算方式のみによる評価方法は財産評価基本通達に準じたものと考えられます。この場合、評価会社及び同族関係者グループの議決権保有比率によっては、純資産換算の90%評価(同族株主等の議決権数30%以下である場合)又は、配当還元方式の採用も検討されます。

参考：

国外財産の評価－取得価額等を基に評価することについて課税上弊害がある場合(国税庁HP質疑応答事例(財産の評価))

<https://www.nta.go.jp/tax/shotungi/hyoka/15/93.htm>

国外財産の評価－国外で相続税に相当する税が課せられた場合（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotungi/hyoka/15/94.htm>

国外財産の評価－土地の場合（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotungi/hyoka/15/98.htm>

国外財産の評価－取引相場のない株式の場合(1)（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotungi/hyoka/15/12.htm>

国外財産の評価－取引相場のない株式の場合(2)（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotungi/hyoka/15/14.htm>

3. 換算レート

原則として資産は円換算、債務は円換算により評価します。なお、課税時期が休日等であるときは、課税時期直前の相場のうち、課税時期に最も近い日の相場により換算します。
参考：円貨換算（財産編 4-3）

https://www.nta.go.jp/tax/shotungi/hyoka/15/91.htm#p=5_2

● 税効果会計を適用している場合

財産的価値及び現実な債務ではないため、資産・負債ともに計上しません。

● 売買目的保有有価証券

評価会社が売却することを目的として保有している上場株式は、たな卸資産としてではなく、上場株式の評価（財産編 149の定めにより評価します。

参考：売買目的で保有する有価証券の評価（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotungi/hyoka/98/93.htm>

● 匿名組合出資

匿名組合契約による出資は、課税時期においてその匿名組合契約が終了したものとした場合に、匿名組合員が分配を受けることができる清算金の額に相当する金額により評価し、具体的には、財産評価基本通達 185（純資産価額）の定めを準用して評価します。なお、法人税が課税されないことから、法人税等相当額を控除することはできません。

参考：匿名組合契約に係る権利の評価（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotungi/hyoka/98/96.htm>

● 被相続人を保険事故とする生命保険金

被相続人の死を保険事故として評価会社が受け取った生命保険金は、生命保険金請求

備として費産（相続税評価額及び純資産額）に計上します。なお、その保険料が費産に計上されているときは、その金額を費産から除外します。

また、支払った死亡退職金の額及び保険差益に対する法人税額等を負債に計上します。

なお、評価会社が欠損法人である場合には、当該保険差益について課されることとなる法人税等は、当該保険差益から欠損金額を控除した法人税等となります。

参考：

評価会社が受け取った生命保険金の取扱い（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tae/shimugi/kyoku/08/01.htm>

欠損法人の負債に計上する保険差益に対応する法人税額等（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tae/shimugi/kyoku/08/02.htm>

● 金利スワップ（デリバティブ）

金利スワップ取引に係るみなし決済（法人税法第41条の5）について生じた金利スワップ負債として取り扱うことはできません。

参考：金利スワップ（デリバティブ）の純資産額計算上の取扱い（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tae/shimugi/kyoku/08/05.htm>

● 弔慰金

被相続人の死亡に伴い評価会社が被相続人に対して支払った弔慰金は、退職手当金等に該当するものとして相続税の課税額格に算入されることとなる金額に限り、株式の評価上、負債に該当するものとして純資産額の計算上控除します。

したがって、退職手当金等とみなされない弔慰金については、純資産額の計算上、負債に該当しません。

参考：評価会社が支払った弔慰金の取扱い（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tae/shimugi/kyoku/08/04.htm>

● 欠損金の繰戻し還付請求を行った場合

1. 課税期間が課税期末と課税期に係る法人税申告書提出日までの間の場合

その還付金の額は計上しません（未確定）。

2. 課税期間が法人税の申告期間後

その還付金の額を計上します。

● 同族会社が買収する被相続人等の使用済借に係る借地権認定

被相続人等の同族関係者となっている同族会社に土地を貸し付けて、相当の地代を収受し

ている場合又は無償譲渡に関する届出書を提出している場合には、当該同族会社の株式又は出費の評価上、その土地の「自用価額額×20」%に相当する金額を借地権として計上することになります。

なお、当該建物を貸家の用に供しているときは、当該 20%に相当する評価額に対して貸家建付借地権の評価を行います。

参考：相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて（法令解釈速達）

<https://www.nta.go.jp/law/taoshin/sokubun/soudan/202005/01.htm>

● 課税時期前3年以内に借地権の買戻し（立退料の支払い）がある場合

当該借地権部分については、3年以内の取得となるため、通常の取引価額に相当する金額によって評価します。なお、前借地部分は過去から有しているため、通常の相続税評価額により算定しますが、当該土地（宅地）の相続税評価額に借地権消滅時の借地権割合を控除した割合を乗じて計算します。

● 課税時期前3年以内取得土地・建物が貸家である場合の評価

1. 取得後、自用のものを買戻した場合

課税時期における通常の取引価額に貸家及び貸家建付地評価を行います。

2. いわゆるオーナーチェンジの場合

課税時期における通常の取引価額（評価減はしない）となります。

● 資本的支出・増築等をした場合

すでに長期間保有する建物等について、課税時期前3年以内に資本的支出、増築等があった場合には、当該資本的支出、増築等に該当する部分については「通常の取引価額」により評価します。

● 買替している建物の内部造作

買替建物にした造作については、通常買替人はその有益費相当額を償還する必要があり（民法 499条）、勘定して財産を構成し、取引対象となる場合には、原則として評価すべきものと考えられます。この場合には、一般財産の評価（財産価額 12号）あるいは、「増改築等に係る家屋の状況に応じた固定資産税評価額が付されていない家屋の評価」に準じて評価することが相当であると考えられます。

なお、買替借家的造作において買替人が支出した有益費について、放棄する特約等がある場合には、償還請求することができないため、財産評価の対象外となると考えられます。

参考：増改築等に係る家屋の状況に応じた固定資産税評価額が付されていない家屋の評価（国税庁HP質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotugai/kyoku/15/01.htm>

● 不払債権がある場合

貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において次に掲げる金額に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、これらの金額は元本の金額に算入しません。

1. 債務者について手形交換所において取引停止処分を受けたなどの事実が発生している場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額(その金額のうち、質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く。)
2. 更生計画認可の決定、再生計画認可の決定、特別清算に係る協定の認可の決定又は法律の定める整理手続によらないういおゆる債務者集会の協議により、債権の切捨て、横上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額等
3. 当事者間の契約により債権の切捨て、横上げ、年賦償還等が行われた場合において、それが全額償還のあっせんに基づくものであるなど真正に成立したものと認めるものであるときにおけるその債権の金額のうち一定の金額

参考：貸付金債権等の元本金額の範囲（財基通 205）

<https://www.nta.go.jp/tax/shotugai/kyoku/15/01.htm#205>

● リゾートクラブ会員権

不動産売買契約及び施設相互利用契約が一体として取引される不動産付施設利用権で、仲介業者等による取引相場があるものは、「取引相場のあるゴルフ会員権の評価方法」に準じて、課税時期における通常の取引金額の70%により評価するとされています。

参考：不動産所有権付リゾート会員権の評価（国税庁HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotugai/kyoku/15/09.htm>

● グループ法人税制（母別修正）に係る子会社株式の帳簿価額

親会社が100%子会社に対して母別を行なったことにより、親法人の子会社株式について、帳簿上、当該帳簿価額を増額させる手続き（母別修正）を行っている場合には、当該増額後の帳簿価額を純資産価額の計算上計上します。

● 相互持合株式

相互持合株式の評価方法は、①それぞれの会社の株式を x 、 y と置いて、連立方程式を解くケース、②エクセル等の表計算を用いて各社の株式評価額を相互関係による反復計算により求める方法がありますが、実務上は後者を用いるケースが大半です。

なお、相互に含み益に対する法人税等相当額は控除しないで計算することとされます（財基通 196-31）。

● 企業組合等の出費

1. 信用金庫、信用組合の出費

払込済出費額により評価します（財基通 196）。

2. 協賛組合の出費

課税時期におけるその組合等の純資産額額の定めを準用して計算した純資産額額を基とし、出費の持分に応ずる額額によって評価します（財基通 194）。なお、定款等で持分払戻しについて出費額を限度とするなどの制約がある場合であっても、返還金額について、法令の規定がなく、単なる定款の変更による場合には払込出費額による評価はできません。

参考：企業組合の定款に特別の定めがある場合の出費の評価（国税庁 HP 質疑応答事例（財産の評価））

<https://www.nta.go.jp/tax/shotuugi/kyoku/13/94.htm>

● 営業権

帳簿上の有無にかかわらず評価を行います（財基通 145）。具体的には「営業権の評価明細書」を用いて評価します。なお、医師、弁護士等のようにその者の技術・手続又は才能等を主とする事業に係る営業権で、その事業者の死にとともに消滅するものは評価の対象外となります。

参考：営業権の評価明細書

<https://www.nta.go.jp/tax/shotuugi/shotuugi/shotuugi/kyoku/shotuugi/pdf/1479-12-3.pdf>

1. 總額	總額		
2. 其中：	其中：		
3. 中央	中央		
4. 地方	地方		
5. 中央	中央	地方	
6. 地方	中央	地方	
7. 中央	中央		
8. 地方	地方		
9. 中央	中央		
10. 地方	地方		
11. 中央	中央		
12. 地方	地方		
13. 中央	中央		
14. 地方	地方		
15. 中央	中央		
16. 地方	地方		
17. 中央	中央		
18. 地方	地方		
19. 中央	中央		
20. 地方	地方		
21. 中央	中央		
22. 地方	地方		
23. 中央	中央		
24. 地方	地方		
25. 中央	中央		
26. 地方	地方		
27. 中央	中央		
28. 地方	地方		
29. 中央	中央		
30. 地方	地方		
31. 中央	中央		
32. 地方	地方		
33. 中央	中央		
34. 地方	地方		
35. 中央	中央		
36. 地方	地方		
37. 中央	中央		
38. 地方	地方		
39. 中央	中央		
40. 地方	地方		
41. 中央	中央		
42. 地方	地方		
43. 中央	中央		
44. 地方	地方		
45. 中央	中央		
46. 地方	地方		
47. 中央	中央		
48. 地方	地方		
49. 中央	中央		
50. 地方	地方		
51. 中央	中央		
52. 地方	地方		
53. 中央	中央		
54. 地方	地方		
55. 中央	中央		
56. 地方	地方		
57. 中央	中央		
58. 地方	地方		
59. 中央	中央		
60. 地方	地方		
61. 中央	中央		
62. 地方	地方		
63. 中央	中央		
64. 地方	地方		
65. 中央	中央		
66. 地方	地方		
67. 中央	中央		
68. 地方	地方		
69. 中央	中央		
70. 地方	地方		
71. 中央	中央		
72. 地方	地方		
73. 中央	中央		
74. 地方	地方		
75. 中央	中央		
76. 地方	地方		
77. 中央	中央		
78. 地方	地方		
79. 中央	中央		
80. 地方	地方		
81. 中央	中央		
82. 地方	地方		
83. 中央	中央		
84. 地方	地方		
85. 中央	中央		
86. 地方	地方		
87. 中央	中央		
88. 地方	地方		
89. 中央	中央		
90. 地方	地方		
91. 中央	中央		
92. 地方	地方		
93. 中央	中央		
94. 地方	地方		
95. 中央	中央		
96. 地方	地方		
97. 中央	中央		
98. 地方	地方		
99. 中央	中央		
100. 地方	地方		

1. 總額

2. 其中：

3. 中央

4. 地方

5. 中央

6. 地方

7. 中央

8. 地方

9. 中央

10. 地方

11. 中央

12. 地方

13. 中央

14. 地方

15. 中央

16. 地方

17. 中央

18. 地方

19. 中央

20. 地方

21. 中央

22. 地方

23. 中央

24. 地方

25. 中央

26. 地方

27. 中央

28. 地方

29. 中央

30. 地方

31. 中央

32. 地方

33. 中央

34. 地方

35. 中央

36. 地方

37. 中央

38. 地方

39. 中央

40. 地方

41. 中央

42. 地方

43. 中央

44. 地方

45. 中央

46. 地方

47. 中央

48. 地方

49. 中央

50. 地方

51. 中央

52. 地方

53. 中央

54. 地方

55. 中央

56. 地方

57. 中央

58. 地方

59. 中央

60. 地方

61. 中央

62. 地方

63. 中央

64. 地方

65. 中央

66. 地方

67. 中央

68. 地方

69. 中央

70. 地方

71. 中央

72. 地方

73. 中央

74. 地方

75. 中央

76. 地方

77. 中央

78. 地方

79. 中央

80. 地方

81. 中央

82. 地方

83. 中央

84. 地方

85. 中央

86. 地方

87. 中央

88. 地方

89. 中央

90. 地方

91. 中央

92. 地方

93. 中央

94. 地方

95. 中央

96. 地方

97. 中央

98. 地方

99. 中央

100. 地方

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

● 清算中の会社の株式の評価

清算中の会社の株式の評価は計算期間を示した別紙を作成してください。
(計算式)

下記の算式の合計額（換算配当がある場合）となります。

予想分配金の額 × 課税時期から交付見込日までの期間に及ぶ
基準年利率による複利増減率

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

● 計算イメージ



● 受取配当金等収受割合がマイナスの場合

株式等保有特定会社の株式の評価に当たり、51 の金額を計算する際の受取配当金等収受割合の計算上、受取配当金等の額を超える営業損失がある場合(分母が負数となる場合)には、受取配当金等収受割合を1として計算します。

参考：受取配当金等収受割合が負数となる場合の計算方法（配付HP質疑応答事例（株式の評価））

<https://www.ama.go.jp/ten/shotenugi/kyaku/16/02.htm>